

報告第 17 号

京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく京田辺市の公営企業会計に係る資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 9 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

京田辺市公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準	
	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
京田辺市水道事業 会計	—	—	20.0	20.0
京田辺市公共下水 道事業会計	—	—	20.0	20.0
京田辺市農業集落 排水事業会計	—	—	20.0	20.0

(注) 各会計の資金不足比率欄の「—」の表記は、資金不足がないことを表している。